

# 入院時食事療養について

当院では、「入院時食事療養費（I）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時（朝食：午前7時30分、昼食：午後0時、夕食：午後6時）、適温で提供しています。

## 入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

### 70歳未満の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食510円
" ※指定難病患者等			1食300円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食180円

### 70歳以上の方

区 分			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食510円
" ※指定難病患者等			1食300円
住民税非課税世帯（低所得Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食180円
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）			1食110円

令和7年4月現在